② 必要に応じ①に記載する以外の項目についてヒアリングを行うことがある。
③ ①及び②のヒアリングについては、下記のとおり予定している。
ア）日時　平成25年３月５日から平成25年３月11日までの間のいずれかの日
イ）場所　当工事事務所会議室
ウ）その他　ヒアリング日時については、追って連絡する。なお、出席者は実際に配置する予定の配置予定技術者とする。（複数の候補技術者を提出した場合、ヒアリングには配置予定技術者各１名を決定のうえ、当該技術者が出席すること。）
⑸ 契約後のＶＥ奨励契約について　本契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金の削減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、当工事事務所に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には契約金額の変更を行うものとする。詳細はＶＥ奨励契約書による。
⑹ 手続きにおける交渉の有無　無。
⑺ 契約書作成の要否　要。
⑻ 契約責任者は、本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負者との随意契約により締結する予定の有無　有。
⑼ 関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。
⑽ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
⑾ 詳細は入札説明書による。
7 Summary
⑴ Official of the procuring entity in charge of contracting : Shinichi Fujimori, Director, Tokyo Construction Office, East Japan Railway Company
⑵ Classification of the services to be procured : 41
⑶ Subject matter of the contract : Construction work of the "(tentative) New South Gate of Shinjuku Station Building", East Japan Railway Company
⑷ Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification : 4 : 00 P.M., 25 Feb. 2013
⑸ Deadline for the submission of tenders : 2 : 00 P.M., 7 May. 2013 (for tenders submitted by mail : 4 : 00 P.M., 2 May. 2013)
⑹ Contact person for tender documentation : Hideyuki Aoki, Contract and Site Division, Tokyo Construction Office, East Japan Railway Company, 2―2―6 Yoyogi, Shibuya-ku, Tokyo 151―8512, Japan, Phone 03―3370―7198

資　格

競争参加者の資格に関する公示

平成25・26・27年度において独立行政法人造幣局における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について次のとおり公示する。また、別記１に掲げる申請場所に申請書を提出すれば、その資格は独立行政法人造幣局本局、東京支局及び広島支局において有効である。

平成 25 年１月 30 日

独立行政法人造幣局理事　江口　祐治

◎調達機関番号　561　◎所在地番号　27

1 資格の種類及び調達する物品等の種類　競争参加資格を得ようとする者の資格の種類及び調達する物品等は次のとおりとする。
⑴ 物品の製造　①衣類・その他繊維製品類　②ゴム・皮革・プラスチック製品類　③窯業・土石製品類　④非鉄金属・金属製品類　⑤フォーム印刷　⑥その他印刷類　⑦図書類　⑧電子出版物類　⑨紙・紙加工品類　⑩車両類　⑪その他輸送・搬送機械器具類　⑫燃料類　⑬家具・什器類　⑭一般・産業用機器類　⑮電気・通信用機器類　⑯電子計算機類　⑰精密機器類　⑱医療用機器類　⑲事務用機器類　⑳その他機器類　㉑医薬品・医療用品類　㉒事務用品類　㉓土木・建設・建築材料　㉔造幣事業用原材料類　㉕その他
⑵ 物品の販売　①衣類・その他繊維製品類　②ゴム・皮革・プラスチック製品類　③窯業・土石製品類　④非鉄金属・金属製品類　⑤フォーム印刷　⑥その他印刷類　⑦図書類　⑧電子出版物類　⑨紙・紙加工品類　⑩車両類　⑪その他輸送・搬送機械器具類　⑫燃料類　⑬家具・什器類　⑭一般・産業用機器類　⑮電気・通信用機器類　⑯電子計算機類　⑰精密機器類　⑱医療用機器類　⑲事務用機器類　⑳その他機器類　㉑医薬品・医療用品類　㉒事務用品類　㉓土木・建設・建築材料　㉔造幣事業用原材料類　㉕その他
⑶ 役務の提供等　①広告・宣伝　②写真・製図　③調査・研究　④情報処理　⑤翻訳・通訳・速記　⑥ソフトウェア開発　⑦会場等の借り上げ　⑧賃貸借　⑨建物管理等各種保守管理　⑩運送　⑪車両整備　⑫電子出版　⑬その他
⑷ 物品の買受け　①立木竹　②その他
2 資格審査の受付期間　平成25年２月４日から随時とする。
3 申請書の入手方法　競争参加資格を得ようとする者は、造幣局インターネットホームページ（http://www.mint.go.jp/）にアクセスし「一般競争参加資格審査申請書（物品製造等）」(以下「申請書」という。)を出力する。また、別記１に掲げる申請場所において、無料で申請書を入手することもできる。なお、上記の方法以外で入手した申請書での申請は不可とする。
4 申請書の提出方法　申請書に次に掲げる書類を添え、Ａ４ファイルに綴じファイルの表紙及び背表紙に申請者の名称を記入して、別記１に掲げる申請場所に提出すること。また、公的機関が発行する書類については、発行日から３か月以内のものとする（内容が鮮明であれば写しでも可）。受付は、郵送（書留郵便）のみとするが、持参の場合は土日休日を除く９時から12時、13時から17時とする。
㋐ 登記事項証明書（法人の場合）
㋑ 営業経歴書
㋒ 財務諸表（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書(個人の場合)
㋓ 次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合はその３の２、法人の場合はその３の３）
Ａ　消費税及び地方消費税（法人及び個人）
Ｂ　法人税（法人の場合）
Ｃ　所得税（個人の場合）
㋔ 等級決定通知書送付にかかる封筒　80円切手が貼付され、かつ、送付先が記載された返信用封筒（長形３号程度）
5 申請書等の作成に用いる言語
ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
6 競争参加者の資格及びその審査
⑴ 競争に参加できる者の資格審査は、別記２の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。
⑵ 競争に参加できる者の資格は、前記⑴の合計点により別記３の区分に基づいて格付けをする。
7 資格審査結果の通知　「等級決定通知書」により通知（郵送）する。
8 資格の有効期間　平成25年４月１日以降の資格を付与した日から平成28年６月30日までとする。なお、現在付与している平成25年３月31日までの資格について平成25年６月30日まで有効とする。
9 その他
⑴ 代理権に基づく申請書類等の提出　資格審査の申請事務に関しては、委任状に基づき日本国内の者に委任することができる。
⑵ 申請内容の変更　有資格者は、次の事項に変更があった場合は、「競争参加資格審査申請書変更届（物品の製造等）」(以下「変更届」という。)に次にあげる書類各１部（内容が鮮明であれば写しでも可）を添え、別記１に掲げる申請場所に速やかに提出すること。変更届の入手方法及び提出方法については、申請書と同様とする。また、その他について変更する場合には、申請を改めて行うこと。
ア 「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合
㋐ 等級決定通知書（写）
㋑ 登記事項証明書（法人の場合）又は変更項目を確認できる書類（個人の場合）